

坂祝町一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月

岐阜県加茂郡坂祝町

I 基本方針

1. 生活系一般廃棄物（以下「生活系ごみ」という。）は、排出者が自ら処分できるもののほかは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年条例第27号。以下「条例」という。）及び坂祝町一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定。以下「基本計画」という。）の定めるところにより、町（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1項及び第2条の3第1項に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下「委託業者」という。）並びに可茂衛生施設利用組合（以下「可茂衛生」という。）を含む。）又は法第7条に規定する一般廃棄物の収集、運搬又は処分の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が処理する。
2. 事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）は、事業者が自らの責任において適正に処理できるもの以外は、法、条例及び基本計画の定めるところにより、可茂衛生のごみ処理施設（以下「ささゆり」という。）を使用又は許可業者に委託し処理する。
3. 一般廃棄物の排出者は、分別等を行うことにより再資源化・再生利用するように努める。
4. 火災に伴い発生する一般廃棄物（以下「火災ごみ」という。）及びボランティア清掃等により収集された一般廃棄物については、町が定める生活系ごみに準じて処理する。

II 計画区域

坂祝町全域とする。

III 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

IV ごみ処理実施計画

1. 生活系ごみ

生活系ごみは、可能な限り再資源化、減量、減容に努め、ごみとして排出する場合は、町が定める分別区分に従って分別した上で、その種類ごとに決められた排出方法、集積所、収集日、注意事項等に従い、適正に処理するものとする。

生活系ごみの分別区分（発生量・処理量を見込むもの）

種 類	発生量 (t/年)	処理量 (t/年)	収集・運搬		処 分	
			主体	回数	主体	方法
可燃ごみ	1,348	1,348	委託業者	週2回(6~10月は週3回)	可茂衛生	焼却 焼却灰は再資源化又は埋立処分
			許可業者	随時		
うち、刈草・剪定枝	118	28	委託業者	週2回(6~10月は週3回)	可茂衛生	焼却 焼却灰は再資源化又は埋立処分
		90	許可業者 自己搬入	随時	許可業者	堆肥化
不燃ごみ	38	38	委託業者	月1回	可茂衛生	再資源化
			許可業者	随時		
	16	16	委託業者	月1回	可茂衛生	再資源化 残さは埋立処分
			許可業者	随時		
粗大ごみ	7	7	委託業者	月1回	可茂衛生	破碎後焼却 焼却灰は再資源化又は埋立処分
			許可業者	随時		
	4	4	委託業者	月1回	可茂衛生	再資源化
			許可業者	随時		
資源物	4	4	委託業者	月1回	可茂衛生・再資源化業者	再資源化
	22	22	委託業者	月1回	可茂衛生	再資源化
	2	2	町・委託業者	月1回	指定法人	再資源化
	1	1	町・委託業者	月1回	再資源化業者	再資源化
	1	1	町	月1回	再資源化業者	再資源化

種 類		発生量 (t/年)	処理量 (t/年)	収集・運搬		処 分	
				主体	回数	主体	方法
特別 ごみ	蛍光管・水銀式体温計	1	1	町	随時(役場)・月1回(役場除く)	可茂衛生	再資源化
	廃乾電池・充電電池・蓄電池	1	1	町・委託業者	随時(役場)・月1回(役場除く)	可茂衛生	再資源化
廃食用油		1	1	町	月1回	再資源化業者	再資源化
陶磁器 類	陶磁器	6	6	町・委託業者	年2回	委託業者	埋立処分
	瓦・コンクリート	8	8	町・委託業者	年2回	委託業者	瓦:埋立処分 コンクリート:再資源化
使用済み小型家電		1	1	町・委託業者	随時	可茂衛生・再資源化業者	再資源化

各種類の処理量は、ボランティアごみ等の処理量を含む

生活系ごみの分別区分（発生量・処理量を見込まないもの）

種 類	発生量 (t/年)	処理量 (t/年)	収集・運搬		処 分	
			主体	回数	主体	方法
家電4品目			許可業者 自己搬入	随時	製造業者等	再資源化
火災ごみ			許可業者 自己搬入	随時	可茂衛生	焼却 再資源化又は埋立処分
特定ごみ			許可業者 自己搬入	随時	可茂衛生	再資源化又は埋立処分
処理できないごみ			許可業者 自己搬入	随時	専門業者等	焼却 再資源化又は埋立処分
収集しないごみ			許可業者 自己搬入	随時	専門業者等	焼却 再資源化又は埋立処分
道路上で死亡した飼主不明の動物死体			町・委託業者	随時	可茂衛生	焼却処分

1) 可燃ごみ

①刈草・剪定枝以外の物

- ・対象品目 生ごみ、紙くず類、布類、ビニール類等
- ・排出方法 町指定もえるごみ収集袋（大・小）を使用。
もえるごみ収集袋の種類と仕様

種類（サイズ）	寸法	厚さ
もえるごみ収集袋（大）	870mm×550mm	0.025mm 以上
もえるごみ収集袋（小）	720mm×450mm	0.025mm 以上

- ・手数料 条例第4条第1項による。（1枚 大：40円、小：30円）
10枚を1袋とし、1袋単位で販売するものとする。（大：400円、小：300円）
- ・集積所 町認可もえるごみ収集場所及び保管場所（98箇所）
- ・収集日 毎週月・金曜日（6・7・8・9・10月は毎週月・水・金曜日）
収集日が、祝日と重なる場合も収集を行う。ただし、年末年始は、原則として収集を行わない。
- ・委託業者 小森産業(株)
- ・注意事項
 - ・収集日当日、午前8時までに集積所に出すこと。
 - ・残飯、野菜くず等の生ごみは、水切りを十分に行うこと。
 - ・もえるごみ収集袋に、可燃ごみ以外のごみ（資源物のうち、ペットボトル、食品トレイ（白色トレイ）、飲料用紙パック容器を除く。）を入れないこと。
 - ・金属が含まれる物、プラスチックの塊等は、不燃金物として出すこと。
 - ・もえるごみ収集袋に入らない物は、粗大ごみとして出すこと。
- ・特記事項 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号）別表第1に掲げるペットボトル、紙製容器包装類及びプラスチック製容器包装類と、古紙類及び古着類について、排出者は原則として、資源物収集、資源集団回収等のリサイクルルートに排出するものとするが、可燃ごみとしても収集する。
刈草・剪定枝について、排出者は原則として、許可業者が設置する堆肥化施設へ搬入するものとするが、可燃ごみとしても収集する。

②刈草・剪定枝

- ・排出方法 許可業者が設置する堆肥化施設に自ら搬入。
- ・手数料 許可業者が定める額。
ただし、当面の間、排出者が町内に居住する者（事業活動により出たものを除く）及び自治会・ボランティア団体等の地域活動団体は無料とする。
- ・受入日時 許可業者が定める日時
- ・許可業者 小森産業(株)
- ・特記事項 排出者は原則として、自ら搬入するものとするが、自ら搬入できない場合は、許可業者に収集・運搬を依頼するものとする。

2) 不燃ごみ

①不燃金物

②不燃ガラス

- ・対象品目 不燃金物 金属類、プラスチックの塊等
不燃ガラス ガラス製品、白熱電球、化粧ビン、薬のビン等
- ・排出方法 町指定もえないごみ収集袋（大・小）を使用。

もえないごみ収集袋の種類と仕様

種類（サイズ）	寸法	厚さ
もえないごみ収集袋（大）	970mm×650mm	0.06mm 以上
もえないごみ収集袋（小）	720mm×450mm	0.06mm 以上

①不燃金物と②不燃ガラスを分別し、別々の町指定もえないごみ収集袋に入れて排出するものとする。

- ・手数料 条例第4条第1項による。（1枚 大：40円、小：30円）
10枚を1袋とし、1袋単位で販売するものとする。（大：400円、小：300円）
- ・集積所 町認可もえないごみ収集場所（33箇所）
- ・収集日 4月9日（火） 5月21日（火） 6月11日（火）
7月23日（火） 8月13日（火） 9月17日（火）
10月8日（火） 11月19日（火） 12月10日（火）
1月21日（火） 2月18日（火） 3月18日（火）
- ・委託業者 (株)橋本
- ・注意事項
 - ・収集日当日、午前8時までに集積所に出すこと。
 - ・油缶、オイル缶等は、空にしてから出すこと。
 - ・スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ等は、使い切ってから出すこと。
 - ・尖っている、刃が付いている等、鋭利な物は、安全対策を行うこと。
 - ・もえないごみ収集袋に、不燃金物、不燃ガラス以外のごみ（資源物のうち、缶（スチール缶・アルミ缶）、ビンを除く。）を入れないこと。
 - ・もえないごみ収集袋に入らない物は、粗大ごみとして出すこと。
- ・特記事項 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号。以下「小型家電リサイクル法施行令」という。）第1条に掲げる使用済み小型家電と、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年経済産業省・環境省令第1号）に定めるパソコンについて、排出者は原則として、定めのあるリサイクルルートに排出するものとするが、不燃金物としても収集する。

3) 粗大ごみ

①可燃粗大

②不燃粗大

- ・対象品目 家具、布団、自転車等

粗大ごみは、可燃系については町指定もえるごみ収集袋に、不燃系については町指定もえないごみ収集袋に、それぞれ入らない大きさの物とし、集積所に出せる物は150cm×80cm×60cm程度、重量20kg程度までの物とする。(ただし、自転車、スキー板はこれによらない。)

- ・排出方法 町指定粗大ごみシールを貼付。

- ・手数料 条例第4条第1項による。(1枚 500円)

1品目毎に町指定粗大ごみシール1枚を添付するものとする。

- ・集積所 町認可もえないごみ収集場所(33箇所)

- ・収集日 4月9日(火) 5月21日(火) 6月11日(火)
7月23日(火) 8月13日(火) 9月17日(火)
10月8日(火) 11月19日(火) 12月10日(火)
1月21日(火) 2月18日(火) 3月18日(火)

- ・委託業者 (株)橋本

- ・注意事項
 - ・収集日当日、午前8時までに集積所に出すこと。
 - ・粗大ごみシールは、見やすい位置に貼付すること。

- ・特記事項 同一品目を、対象品目に定める大きさ以内に束ねて排出された物は収集するが、同一品目以外を束ねて排出された物は収集しない。
対象品目に定める大きさを超える物は、許可業者に収集・運搬を依頼するものとする。

4) 資源物

①缶(スチール缶・アルミ缶)

②ビン

- ・対象品目 缶(スチール缶・アルミ缶) 飲料用の缶、お菓子、粉ミルクの缶等
ビン 飲料用のビン、醤油のビン等

- ・排出方法 町指定資源袋(大・小)を使用。

資源袋の種類と仕様

種類(サイズ)	寸法	厚さ
資源袋(大)	870mm×550mm	0.045mm以上
資源袋(小)	720mm×450mm	0.045mm以上

①缶(スチール缶・アルミ缶)と②ビンを分別し、別々の町指定資源袋に入れて排出するものとする。ただし、スチール缶とアルミ缶を分別しなくてもよい。

- ・手数料 条例第4条第1項による。(1枚 大:30円、小:15円)

10枚を1袋とし、1袋単位で販売するものとする。(大:300円、小:150円)

- ・集積所 町認可もえないごみ収集場所（33箇所）
- ・収集日

4月9日（火）	5月21日（火）	6月11日（火）
7月23日（火）	8月13日（火）	9月17日（火）
10月8日（火）	11月19日（火）	12月10日（火）
1月21日（火）	2月18日（火）	3月18日（火）
- ・委託業者 (株)橋本
- ・注意事項
 - ・収集日当日、午前8時までに集積所に出すこと。
 - ・缶（スチール缶・アルミ缶）、ビンと材質が異なるキャップ、フタは取り除くこと。
 - ・資源袋に、缶（スチール缶・アルミ缶）、ビン以外のごみを入れないこと。
- ・特記事項 汚れている物、洗っても汚れがとれない物等、リサイクル基準を満たしていない物は、不燃ごみとして収集する。

③ペットボトル

④食品トレイ（白色トレイ）

- ・排出方法 収集ネットに投入。
- ・手数料 無料
- ・収集場所 町内各自治会公民館及び集会所（13箇所）
- ・収集日時

4月21日（日）	5月19日（日）	6月16日（日）
7月21日（日）	8月18日（日）	9月15日（日）
10月13日（日）	11月10日（日）	12月15日（日）
1月19日（日）	2月16日（日）	3月17日（日）

 午前8時から午前10時まで
- ・委託業者 小森産業(株)
- ・特記事項 汚れている物、洗っても汚れがとれない物等、リサイクル基準を満たしていない物は、可燃ごみとして収集する。

⑤飲料用紙パック容器

- ・排出方法 飲料用紙パック容器収集ボックスに投入。
- ・手数料 無料
- ・収集場所 町内各自治会公民館及び集会所（13箇所）
- ・収集日時

4月21日（日）	5月19日（日）	6月16日（日）
7月21日（日）	8月18日（日）	9月15日（日）
10月13日（日）	11月10日（日）	12月15日（日）
1月19日（日）	2月16日（日）	3月17日（日）

 午前8時から午前10時まで
- ・特記事項 汚れている物、洗っても汚れがとれない物等、リサイクル基準を満たしていない物は、可燃ごみとして収集する。

5) 特別ごみ

①蛍光管・水銀式体温計

- ・排出方法 蛍光管回収ボックスに投入。

- ・手数料 無料
- ・回収場所 役場、町内各自治会公民館及び集会所（13箇所）
- ・回収日時 役場 開庁日 開庁時間
町内各自治会公民館及び集会所
4月21日（日） 5月19日（日） 6月16日（日）
7月21日（日） 8月18日（日） 9月15日（日）
10月13日（日） 11月10日（日） 12月15日（日）
1月19日（日） 2月16日（日） 3月17日（日）
午前8時から午前10時まで

②廃乾電池・充電電池・蓄電池

- ・排出方法 廃乾電池回収ボックスに投入。
- ・手数料 無料
- ・回収場所 役場、町内各自治会公民館及び集会所（13箇所）
- ・回収日時 役場 開庁日 開庁時間
町内各自治会公民館及び集会所
4月21日（日） 5月19日（日） 6月16日（日）
7月21日（日） 8月18日（日） 9月15日（日）
10月13日（日） 11月10日（日） 12月15日（日）
1月19日（日） 2月16日（日） 3月17日（日）
午前8時から午前10時まで
- ・委託業者 (株)橋本
- ・特記事項 回収する廃乾電池・充電電池・蓄電池に、電動自転車・電動アシスト自転車、電動工具等の大型電池（ただし、自動車・自動二輪車等の液体が入った電池（バッテリー）は除く。）を含めるが、大型電池の排出者は原則として、小売業者、専門業者又は製造業者に引取を依頼し、処理するものとする。

6) 廃食用油

- ・排出方法 回収タンクに投入。
- ・手数料 無料
- ・回収場所 町内各自治会公民館及び集会所（13箇所）
- ・回収日時 4月21日（日） 5月19日（日） 6月16日（日）
7月21日（日） 8月18日（日） 9月15日（日）
10月13日（日） 11月10日（日） 12月15日（日）
1月19日（日） 2月16日（日） 3月17日（日）
午前8時から午前10時まで

7) 陶磁器類等

①陶磁器

- ・対象品目 食器、置物、灰皿、花瓶等
- ・排出方法 収集コンテナに投入。

- ・手数料 無料
- ・収集場所 旧町民ふれあいプール駐車場
- ・収集日時 5月12日(日) 11月24日(日)
午前8時から午前11時まで
- ・委託業者 運搬・中間処理 (株)橋本
最終処分 三重中央開発(株)

②瓦・コンクリート

- ・対象品目 瓦、レンガ、植木鉢、土鍋、コンクリート片等
- ・排出方法 収集コンテナ又は収集運搬車両に投入。
- ・手数料 無料
- ・収集場所 旧町民ふれあいプール駐車場
- ・収集日時 5月12日(日) 11月24日(日)
午前8時から午前11時まで
- ・委託業者 運搬・中間処理 (株)橋本
最終処分(コンクリートを除く) 三重中央開発(株)
再資源化(コンクリートのみ) (株)リサイクル大輝
- ・特記事項 コンクリートについて、原則として再資源化を図る目的で収集するものとするが、特定ごみとしても収集する。

8) 使用済み小型家電

使用済み小型家電とは、小型家電リサイクル法施行令第1条に掲げる電気機械器具を示す。

- ・排出方法 使用済み小型家電回収ボックスに投入。
- ・手数料 無料
- ・収集場所 役場及び中央公民館
- ・収集日時 開庁日又は開館日 開庁時間又は開館時間
- ・委託業者 (株)橋本
- ・特記事項 使用済み小型家電回収ボックス投入口(30cm×15cm)に入らない大きさの家電は、不燃物として収集する。

9) 家電4品目

家電4品目とは、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条及び第2条に掲げるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の家電製品を示す。

排出者は、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づき、小売業者に引取を依頼するか、許可業者に収集・運搬を依頼するか、又は製造業者等が指定する引取場所へ自ら搬入する。

1 0) 火災ごみ

火災ごみは、火災ごみ取扱いマニュアルによる。

ただし、業者による解体を依頼する場合においては、産業廃棄物と一般廃棄物が混在するのを避けるため、作業着手前に処理すること。

1 1) 特定ごみ

特定ごみとは、ささゆりで処分できない一般廃棄物のうち、可茂衛生が委託する最終処分場で処分可能な物をいう。

排出者は、許可業者に収集・運搬を依頼するか、許可業者が指定する引取場所へ自ら搬入する。

許可業者はささゆりに運搬し、可茂衛生において、可茂衛生管内の市町村から排出された特定ごみをまとめ、最終処分場で処分する。

・特定ごみの例

アスファルト（個人使用物に限る）、石臼、FRP製品（ウインドサーフィン、車・二輪車のエアロパーツ、手漕ぎボード、浴槽等）、仮設トイレ、カラーベスト・瓦材（石綿含有物のみ）、金庫・耐熱金庫、珪藻土製品（石綿含有物のみ）、コピー機（業務用、個人使用物に限る）、コンクリート片（少量、個人使用物に限る）、サイディング（石綿含有物のみ）、スレート類、製氷機（業務用、個人使用物に限る）、石膏・石膏ボード、太陽熱温水器（ソーラーパネルを除く）、大理石製品、断熱材・グラスウール断熱材（飛散性が無い物のみ）、漬物石（加工品を含む）、電気温水器、ボイラー（油含有物、石綿含有物を除く）、ボウリング球、ホーロー浴槽、物干し土台、リアカー、冷凍庫・冷蔵庫（業務用、個人使用物に限る）

※ 詳細の項目については随時、ささゆり及び可茂衛生が委託する最終処分場と協議した上決定する。

- ・排出方法 町指定特定ごみシールを貼付。
- ・手数料 条例第4条第1項による。（1枚 500円）
1品目につき10kg毎に町指定特定ごみシール1枚を貼付するものとする。
- ・収集場所 許可業者が指定する引取場所
- ・収集日 随時（休業日を除く）

1 2) 処理できないごみ

処理できないごみとは、ささゆり又は可茂衛生が委託する最終処分場で、処分できない物をいう。

これらについては、排出者の責任において、適宜、適正に処理すること。

・処理できないごみの例

LPガスボンベ、オイル・ガソリン・灯油・廃油、原動機付自転車（原付バイク）、耕運機・農機具、自動車、自動二輪車（オートバイ、スクーター）、焼却灰・灰、消火器、スキューバタンク、石灰、ソーラーパネル、タイヤ（自動車、自動二輪車等）、断熱材・グラスウール断熱材（飛散性が有る物）、注射器・医療系廃棄物、鉄骨・鉄板、電動車いす、電動自転車・電動アシスト自転車（充電池が取り外しできる物を除く）、土砂、ドラム缶、農薬、発煙筒、バッテリー（自動車・自動二輪車等）、ピアノ、ボイラー（油含有物、石綿含有物）、ホイール（自動車、自動二輪車等）

※ 詳細の項目については随時、ささゆり及び可茂衛生が委託する最終処分場と協議した上決定する。

1 3) 収集しないごみ

排出者が引越し等の理由により町が定める収集日に排出できないごみと、1) ②刈草・剪定枝のうち可燃ごみとして排出しない物、3) 粗大ごみで定めた大きさを超えるごみ、9) 家電4品目、10) 火災ごみ、11) 特定ごみ及び12) 処理できないごみについては、町では収集しない。

これらについては、排出者は自らの責任において、以下のいずれかの方法で、適宜、適正に処理すること。

- ・許可業者に収集・運搬を依頼し、又は許可業者が指定する引取場所へ自ら搬入し、処理すること。
- ・小売業者、専門業者又は製造業者に引取を依頼し、処理すること。

1 4) 道路上で死亡した飼い主不明の動物死体

町が直接、又は委託業者により収集・運搬し、可茂衛生の火葬施設（可茂聖苑）において焼却する。

- ・委託業者 小森産業(株)

2. **事業系ごみ**

事業活動に伴って生じた事業系ごみは可能な限り再資源化に努め、ごみとして排出するときは、事業者の責任において、適宜、適正に処理するものとする。

ささゆりにおいて、事業系ごみの処分に関する業務の提供を受けるには、事業者自らによる直接搬入、又は許可業者への収集運搬業務委託のいずれかの方法により受けることができる。

なお、一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可業者にて処分を行うこともできる。

事業系ごみの分別区分

種 類	発生量	処理量	収集・運搬		処 分	
	(t/年)	(t/年)	主体	回数	主体	方法
可燃ごみ	637	637	自己搬入 許可業者	随時	可茂衛生	焼却 焼却灰は再資源 化又は埋立処分
うち、 食品残さ	20	20	自己搬入 許可業者	随時	関エコフイートセ ンター	飼料化
うち、 刈草・剪定枝	49	35	自己搬入 許可業者	随時	許可業者	堆肥化
		14	自己搬入 許可業者	随時	可茂衛生	焼却 焼却灰は再資源 化又は埋立処分
不燃ごみ（一部の資源物 を含む）	1	1	自己搬入 許可業者	随時	可茂衛生	再資源化 残さは埋立 処分
粗大ごみ	15	15	自己搬入 許可業者	随時	可茂衛生	破碎後焼却又は 再資源化 焼却灰又は残さ は、再資源化又 は埋立処分

1) 可燃ごみ

生活系ごみの例による。産業廃棄物に該当しない物であって、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ等、標準的な生活系ごみと同様にごみ質で少量である物。

2) 不燃ごみ（一部の資源物を含む）

生活系ごみの例による。産業廃棄物に該当しない物であって、金属くず、ガラスくず等、標準的な生活系ごみと同様にごみ質で少量である物。

- ①不燃金物
- ②不燃ガラス
- ③缶（スチール缶・アルミ缶）
- ④ビン

3) 粗大ごみ

生活系ごみの例による。産業廃棄物に該当しない物であって、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、木くず等、標準的な生活系ごみと同様にごみ質で少量である物。最大長さ230cmとするが、詳細は可茂衛生に確認すること。

- ①可燃系
- ②不燃系

4) ささゆりの使用について

使用料については、可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（令和3年可茂衛生施設利用組合条例第1号）の定めるところによる。

可燃ごみについては、可茂衛生指定の事業系可燃ごみ専用袋を使用すること。

缶（スチール缶・アルミ缶）、ビンについては、洗浄してフタ等を取除き、各々を分別して、可茂衛生指定の事業系缶・びん専用袋を使用すること。

その他、使用に関する詳細については、可茂衛生に確認すること。

5) ささゆり以外の処理施設での処分について

処分に関する詳細については、その処理施設の管理主体に確認すること。

3. **一般廃棄物処理施設**

中間処理施設、最終処分場及び許可業者設置施設の概要について、次のように示す。

1) 中間処理施設

名称	ささゆりクリーンパーク	
管理主体	可茂衛生	
所在地	岐阜県可児市塩河839番地	
整備年度	平成7年度～平成10年度	
供用開始年月	平成11年4月	
施設名	エコサイクルプラザ	
	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設
施設内容	全連続燃焼却ストーカ炉によるごみ焼却施設	4種（鉄、アルミ、可燃物及び不燃物）選別による選別施設
処理能力	焼却炉：240t／日（80t／24時間×3炉）	66t／5時間
余熱利用	発電、場内給湯、冷暖房	—

名称	ひまわりクリーンセンター
管理主体	(株)橋本
所在地	岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1
開始年月	平成19年3月
施設内容	中間処理（選別圧縮、破砕減容）
廃棄物の種類	（選別圧縮）缶（スチール缶・アルミ缶） （破砕減容）陶磁器、瓦
処理能力	缶（スチール缶・アルミ缶）：160t／8時間

名称	小森産業(株)
管理主体	小森産業(株)
所在地	岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋 1 1 2 9 番地
開始年月	平成 1 1 年 4 月
施設内容	中間処理 (減容)
廃棄物の種類	ペットボトル、食品トレイ (白色トレイ)
処理能力	2 t / 8 時間

名称	関エコフィードセンター
管理主体	(株)橋本
所在地	岐阜県関市尾太町 4 1 番地
開始年月	平成 2 6 年 1 月
施設内容	中間処理 (飼料化)
廃棄物の種類	食品残さ (食品残さの容器包装を含む)
処理能力	3 6 t / 日

2) 最終処分場

名称	ささゆりクリーンパーク 最終処分場
管理主体	可茂衛生
所在地	岐阜県可児市塩河 8 3 9 番地
整備年度	平成 9 年度
供用開始年月	平成 1 1 年 4 月 ※現在、供用停止中。
施設内容	可燃ごみ焼却施設からの溶融スラグ埋立地 (管理型埋立処分)
埋立物の種類	溶融スラグ
埋立容量	8 0 , 2 0 0 m ³

名称	三重中央開発(株) 三重リサイクルセンター 管理型最終処分場
管理主体	三重中央開発(株)
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
開始年月	昭和59年1月
施設内容	焼却残さ、粗大ごみ、その他不燃物、可燃物、汚泥、廃プラスチック及びゴム・ゴムタイヤの埋立地(管理型埋立処分)
埋立物の種類	陶磁器、瓦
埋立容量	12,807,077m ³

3) 許可業者設置施設

名称	グラスヤード宮洞
管理主体	小森産業(株)
所在地	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩1169番地1
開始年月	令和5年4月
施設内容	中間処理(堆肥化)
廃棄物の種類	刈草、剪定枝
処理能力	3.68t/日

V ごみの発生・排出抑制と資源化計画に係る方策

ごみの発生・排出抑制及び、資源化に係る町の取り組みについては、次に掲げる事項である。

1. ごみ減量化の奨励、助成

可燃ごみの減量化のため、家庭廃棄物処理機器(コンポスト容器・堆肥化容器・電気式生ごみ処理機・枝葉粉碎機)購入設置者に対し、坂祝町家庭廃棄物処理機器設置補助金交付要綱(平成3年要綱第2号)に基づき補助金を交付する。

2. ごみ資源化の奨励、助成

可燃ごみ及び不燃ごみの資源化のため、資源集団回収を実施し、回収品を再資源化業者に引き渡した各種団体に対し、坂祝町資源集団回収事業奨励金交付要綱(平成3年要綱第3号)に基づき奨励金を交付する。

3. 出版物等による啓発、広報

町が発行する『わが家の生活カレンダー』への「「ごみ」と「資源」の分別と出し方」の掲載、町が発行する広報紙への啓発・広報記事の掲載のほか、自治会回覧・配布、町ホームページ、同報無線放送及びメール配信を活用し、ごみ処理に関して、幅広く啓発・広報を行う。

4. ごみ減量学習の推進

ごみ処理やリサイクルに関する現状と知識の理解を深めてもらうため、子ども向けの環境講座を実施する。

VI 生活排水処理実施計画

生活排水は、下表のとおり処理するものとする。そのうち、し尿ならびに浄化槽汚泥を排出する場合は、定められた方法に従い、適正に処理するものとする。

生活排水処理人口

処理の方法	処理区域	処理人口（人）
合併処理浄化槽	町内全域	7 7 6
下水道	酒倉・大針・取組・勝山・加茂山	5, 4 4 5
農業集落排水処理施設	酒倉の一部・黒岩・深萱・勝山の一部	1, 6 8 1
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	町内全域	4 7
非水洗化人口	町内全域	7 2

1. し尿・浄化槽汚泥

生活排水の処理区分

種 類	発生量 (kl/年)	処理量 (kl/年)	収集・運搬		処 分	
			主体	回数	主体	方法
し尿	93	93	許可業者	随時	可茂衛生	処理施設で処理
浄化槽汚泥	1, 996	1, 996	許可業者	年1回以上	可茂衛生	処理施設で処理

1) し尿

し尿は、排出者の責任において、自ら一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者に収集・運搬を依頼し、適正に処理すること。

- ・収集区域 町内全域
- ・収集日 第1木曜日
※ 第1木曜日を原則とするが、年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等は日程を変更する場合がある。
※ 件数が多い月は、第1木曜日以外に汲み取りを行う場合もある。
- ・収集方法 バキューム式収集運搬車による個別方式
- ・許可業者 (有)岐東衛生社
(所有車両：バキューム車：2.7t×1台・3.7t×4台・10t×3台、汚泥濃縮車：1.6t×1台)

2) 浄化槽汚泥

浄化槽は、使用者の責任において、自ら浄化槽清掃業許可業者に依頼し、清掃すること。それに伴って生じた汚泥等は、一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者に収集・運搬を依頼し、適正に処理すること。

- ・収集区域 町内全域
- ・収集日 随時（休業日を除く）
- ・収集方法 バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別方式
- ・許可業者 (有)岐東衛生社
(所有車両： 上記「1) し尿」と同じ。)

2. し尿・浄化槽汚泥処理施設

し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要について、次のように示す。

1) し尿・浄化槽汚泥処理施設

名称	緑ヶ丘クリーンセンター
管理主体	可茂衛生
所在地	岐阜県美濃加茂市牧野1912番地2
整備年度	平成13年度～平成15年度
供用開始年月	平成16年4月
施設内容	汚泥再生処理施設
処理能力	生し尿 : 36k1/日 浄化槽汚泥 : 64k1/日 下水道脱水汚泥 : 1.32t/日 (含水率85%)

3. 生活排水処理実施計画に係る施策

生活排水処理に係る町の取り組みについては、次に掲げる事項である。

1) 合併処理浄化槽の整備促進

下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない地域で、合併処理浄化槽を設置する者に対し、坂祝町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則（平成6年規則第16号）に基づき補助金を交付する。

2) 下水道の整備促進

下水道整備済みの地区において、下水道への接続の促進を行う。

3) 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽（合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽）の適正な維持管理（法定検査、保守点検、汚泥引抜）の促進を行う。

一般廃棄物処理業者一覧表

業 者 名	本 社 所 在 地	委託許 可の別	業 務 内 容
小森産業(株)	岐阜県美濃加茂市深田町1丁目4番 16号	委託	生活系可燃ごみの収集・ 運搬
			資源物（缶及びビンを除く）の収集・運搬及び中 間処理
			道路上で死亡した飼い主 不明の動物死体の収集・ 運搬
			刈草・剪定枝（町許可分 を除く）の中間処理
		許可	生活系ごみ（町委託分を 除く）及び事業系ごみの 収集・運搬
			刈草・剪定枝の中間処理
(株)橋本	岐阜県可児市下恵土1丁目39番地	委託	生活系不燃ごみ、生活系 粗大ごみの収集・運搬
			資源物（缶及びビンの み）の収集・運搬及び中 間処理
			廃乾電池・充電池・蓄電 池の運搬
			陶磁器及び瓦の運搬及び 中間処理
			使用済み小型家電の収 集・運搬
		許可	生活系ごみ（町委託分を 除く）及び事業系ごみの 収集・運搬
三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番 地	委託	陶磁器及び瓦の最終処分
(株)リサイクル大輝	岐阜県加茂郡坂祝町取組253番地	委託	コンクリートの再資源化
(有)岐東衛生社	岐阜県加茂郡川辺町上川辺390番 地	委託	農集排施設汚泥の収集・ 運搬
		許可	し尿の収集・運搬
			浄化槽汚泥の収集・運搬

町認可もえるごみ収集場所及び保管場所一覧

【もえるごみ収集場所】

一色	一色公民館
池端	池端公民館、兼松鉄夫借家西、(株)栗山組本社南、ツイズ酒倉、北原茂宅前、コートセジュール、メゾンアルカンシェル、メゾン酒倉、オーブベル、テクノシャルマン、RESIDENCE SAKAHO VI、カトル壺番館、ロイヤルリバー98
中組	中組公民館、石原浩一宅西、サンクセラール605、ファミリーユサカほぎ
雲埋北	中島史宅東、水道倉庫前、土江勇吉宅南、エクセレンス西、ルナメア、パルル、山口マンションII、ローズマリーの丘南
雲埋南	雲埋公民館、ファミリー、小坂運材(株)北、ジュネス石原、ジョイフルハイム
茶屋	茶屋公民館、旧パジェロ広場西、ラインハイツ、旧パジェロ製造(株)西門、コンフォート坂祝
大針	大針消防詰所北、三輪薫宅東、小本和重宅南、スカイハイツ大針、STELLA MARIS、大島野分譲地、サニーガーデン
加茂山一	一丁目集会所、一丁目7番東、一丁目14番東、一丁目13番東、一丁目3号公園東、一丁目3番西、一丁目5番南
加茂山二	二丁目集会所北、二丁目4番西、二丁目1番西、二丁目4番東、二丁目7番東、二丁目11番北東、二丁目12番北西
黒岩北	オガワファブスペース前、黒岩農集排処理場前、コモード坂祝、ガーデンヒルズ、クレアート、カーサベルテ、フレイムアクティボー、松竹寮北、イーストアベニュー
黒岩南	黒岩公民館、エスポワール郷、アルシオン、グランディール、ピアコスモ、シューフルールII、一麦社アパートメント、ラフォーレ、シトラス
深萱	深萱集乳所跡、兼松勉宅北、西館南東、パレス SAKAHOGI、ゲートボール場南、川崎敏光宅西、シンコーハイツ坂祝
勝山北	勝山公民館、町営住宅南西、福井貞雄宅西、稲葉組集会所
勝山南	久保田木材南
取組1	取組西公民館東、樋口孝夫宅南、村中排水ひ管北、ロコハウス、クレストールイン、グランデ
取組2	坂祝駅前信号北
取組3	取組東公民館南、タウン行幸
取組4	坂祝小学校体育館北、榎本松太郎宅北

【もえるごみ保管場所】

町内全域	坂祝町総合福祉会館サンライフさかほぎ 注：坂祝町社会福祉協議会等による高齢者等のごみ出し困窮世帯に対するごみ出し支援として回収されたごみに限る。
------	---

町認可もえないごみ収集場所一覧

一色	一色公民館
池端	池端公民館、オーブベル、北原茂宅前、コートセジュール、ロイヤルハイム 98、ロイヤルリバー 98、メゾン酒倉、メゾンアルカンシェル、RESIDENCE SAKOH VI
中組	中組公民館、サンクセラー 605
雲埋	雲埋公民館、土江勇吉宅南、山口マンションⅡ、ファミリー
茶屋	茶屋公民館、旧パジェロ広場西
大針	大針消防詰所北
加茂山	加茂山一丁目 7 番東、加茂山二丁目集会所北
黒岩	黒岩公民館、コモード坂祝、オガワファブスペース前、エスポワール郷
深萱	深萱公民館、パレス SAKAHOGI
勝山	勝山公民館
取組	クレストール イン、取組西公民館東、取組東公民館南、タウン行幸、榎本松太郎宅北

町内各自治会公民館及び集会所一覧

(ペットボトル、食品トレイ(白色トレイ)及び飲料用紙パック容器 収集場所)
(蛍光管・水銀式体温計、廃乾電池・充電電池・蓄電池及び廃食用油 回収場所)

一色	一色公民館
池端	池端公民館
中組	中組公民館
雲埋	雲埋公民館
茶屋	茶屋公民館
大針	大針公民館
加茂山	加茂山一丁目集会所、加茂山二丁目集会所
黒岩	黒岩公民館
深萱	深萱公民館
勝山	勝山公民館
取組	取組西公民館、取組東公民館